

平成31年3月1日

「風しん追加的対策（風しん抗体検査及び風しん第5期定期接種）」
実施医療機関の募集について

先般、厚生労働省において、風しんの追加的対策として、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれまでの男性を対象に、原則無料で風しんの抗体検査および風しんの予防接種（抗体検査の結果、十分な量の風しんの抗体価を有すると認められたものを除く）を提供することとし、予防接種法政省令の一部改正等が行われたところです。

上記対策においては、労働安全衛生法に基づく職場の定期健康診断の場等を活用した風しんの抗体検査の実施等、対象者の特性に配慮し、居住地の市区町村以外でも風しんの抗体検査及び予防接種を実施可能とするために、本対策に参加を希望する医療機関等と全国の市区町村との契約を合理的に行うため、医療機関等の契約代理人として日本医師会が、全国の市区町村のとりまとめ団体（全国知事会）との間で、風しんの抗体検査及び風しんの第5期の定期接種（以下、「定期接種」という。）に係る集合契約を締結することとなりました。その具体的な内容は下記のとおりであります。

集合契約の締結にあたっては、会員医療機関のご協力が不可欠であり、趣旨に賛同される医療機関におかれましては、委任状（別紙5）に記入捺印の上、郡市医師会に郵送により提出をお願いいたします。（実施機関の追加等については、追って示される予定です。）

厚生労働省において、今般の追加的対策に係る医療機関・健診機関向けの手引き（第1版）が作成されております。本手引きは現時点で調整中の内容が含まれており、今後、変更の可能性がありますことを申し添えます。

なお、この「風しん追加的対策」は全国の市町村が実施主体となり実施するもので、岡山県内で実施している「風しん抗体検査助成事業」とは別事業であることを申し添えます。

記

【風しんの追加的対策の概要】

1. 実施主体
市区町村
2. 実施期間
平成31年4月より3年間（予定）
3. 対象者
昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性
4. 実施内容
(1) 抗体検査の実施（対象者の自己負担なし）

- ① 市区町村より対象者に個別にクーポン券を送付し、抗体検査の受診勧奨を行う。
- ② 医療機関窓口等において上記クーポン券を提示した者に対し、抗体検査を実施する。
- ③ ①②の実施にあたっては、特定健診や事業所健診の機会を活用できるようにするなど、抗体検査の実施体制を整備する。

※③の実現のため、全国の市区町村と全国の医療機関・健診機関との間で契約を締結する。これらの契約を円滑に実現するため、日本医師会と全国知事会が契約代理人となり集合契約を締結する。

(2) 定期接種の実施（対象者の自己負担を含め接種単価は市町村毎に設定）

- ① 市区町村より対象者に個別にクーポン券を送付し、定期接種を受けるよう周知を行う。
- ② 抗体検査の結果、十分な量の風しんの抗体がない者が接種を希望し、クーポン券を持参した場合に、MRワクチンの予防接種を実施する。

(3) 夜間・休日の抗体検査・予防接種についても、可能な限り対応する。

5. 費用

本対策における風しんの抗体検査については全国統一価格とし、風しんの第5期の定期接種については予防接種法に準じて各市町村が定める額とする。